

財務省告示第三百二十一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十年十月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年十一月四日

財務大臣 中川 昭一

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第十二回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で三千九百二十八億九千六百三十万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成二十年十月十五日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	利率	年〇・九九パーセント
十	初期利子	平成二十一年四月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは

、その翌営業日に支払う（以下
 、次号及び第十二号において規
 定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金} \times 0.99}{100} \times 2$$

十一 第二期以後の利子
 毎年十月十五日及び四月十五日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する

十二 償還期限
 平成二十五年十月十五日

十三 償還金額
 平成二十年十月十五日
 額面金額百円につき百円

十四 払込期日
 日本銀行の本店又は支店

十五 払込場所
 中途換金の買取りは、平成二十
 二年十月十五日以後において行

十六 中途換金
 の取扱いは、

$$\frac{\text{償還金} \times 80}{100} \times 4$$

十七 中途換金
 の特例
 前号による取扱いのほか、個人
 向け国債を有する者（相続税法

（昭和二十五年法律第七十三号
 ）第二十一条の四第一項に規定
 する特別障害者扶養信託契約の
 受益者を含む。）が、死亡した

ときにはその相続人が、又はそ
 の居住する市町村（特別区を含
 み、地方自治法（昭和二十二年

法律第六十七号）第二百十二年
 条の十九第一項の指定都市にあ

るもの場合、前号の規定にかか
 らず、当該特別障害者扶養信託契

約の受益者であるときは、当該契
 約の受益者である者が、死亡した

ときは、当該特別障害者扶養信託
 契約の受益者である者が、死亡した

つては、当該市又は当該市の区
とす。の区域において、災
害救助法（昭和二十二年法律第
百十八号）による救助の行われ
る災害が発生し、当該災害にか
かったときには当該個人向け国
債を有する者が、平成二十二年
十月十五日前であつても、当該
個人向け国債の中途換金を請求
することができるものとし、そ
の買取金額は、次の区分に応じ、
それぞれ算式により算出した
金額とする。

(一) 平成二十二年四月十五日か
ら平成二十二年十月十五日前
までの間の場合

$$\left(\text{借付金} + \text{経過利子に相当する金} \right) \times \frac{80}{100} \times 3 + \text{経過利子に相当する金}$$

(二) 平成二十一年十月十五日か
ら平成二十二年四月十五日前
までの間の場合

$$\left(\text{借付金} + \text{経過利子に相当する金} \right) \times \frac{80}{100} \times 2 + \text{経過利子に相当する金}$$

(三) 平成二十一年四月十五日
から平成二十一年十月十五日
前までの間の場合

十八

元利金支
払場所

する金額に相当する
 金額 + 経過利に相当する
 金額 - (経過利に相当する
 金額 $\times \frac{80}{100}$ + 経過利に相当する
 金額)
 (四) 平成二十一年四月十五日前
 の場合
 の金額 + 経過利に相当する
 の金額 - 経過利に相当する
 の金額
 日本銀行